

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）（案）

改正案	現行
<p>III. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>III-3 諸手続（共通編）</p> <p>III-3-3 業務に関する帳簿書類関係</p> <p>（1）基本的留意事項</p> <p>①～⑧ （略）</p> <p>⑨ <u>金商業等府令第157条第3項ただし書及び同第181条第4項ただし書の各後段は、同条第1項各号に掲げる帳簿書類が外国に設けた営業所又は事務所において作成されたか否かにかかわらず、それが電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所若しくは事務所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、当該帳簿書類を国外において保存することを認めるものである。ただし、金融商品取引業者において、顧客等に関する情報管理態勢（III-2-4）やシステムリスク管理態勢（III-2-8）等に十分留意されている必要があり、また、当該国外において不正アクセスに限らず第三者への情報流出やシステムの安定稼働への支障が生じるリスクについても適切に勘案されている必要がある。</u></p>	<p>III. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>III-3 諸手続（共通編）</p> <p>III-3-3 業務に関する帳簿書類関係</p> <p>（1）基本的留意事項</p> <p>①～⑧ （略）</p> <p>（新設）</p>